夜間検査実施要領及びICTを活用した査察端末による立入検査・違反処理の効率化

守口市門真市消防組合 門真消防署 予防担当係長 消防司令補 後藤祐矢

はじめに

当組合では、夜間営業を主とする雑居ビル（飲食店ビル、スナックビル等）の営業時間中に、避難経路の確保に主眼を置いた無通告による立入検査（以下「夜間検査」という。）を令和元年度から実施している。

今回寄稿する機会を頂いたのが、夜間検査を実施している消防本部が意外にも少ないということで、夜間検査を実施していない消防本部又はこれから実施を計画している消防本部の参考になればと思い記事を執筆した。前半は検査概要のほか、夜間検査を継続実施することで生じた関係者の対応変化などを中心にまとめた。

後半は、立入検査結果通知書や命令書（消防法（以下「法」という。）第５条の３）等を立入検査場所で交付する査察端末について紹介したい。この査察端末は消防指令システムと連携しているため、帰署後のシステム入力作業も簡素化され査察業務の効率化を図ることが可能となっており、夜間検査と併せて導入を検討している消防本部の参考になれば幸いである。

なお、当組合の組織・違反是正の歩みについては、月刊フェスク2019年10月号及び2022年４月号を参照されたい。

夜間検査に伴う特別査察隊出陣式の様子

夜間検査概要

夜間検査は飲食店の繁忙期である12月中の週末午後７時00分から午後９時00分までを目安に予防担当者が主となり実施している。予防担当者は毎日勤務のため、午後５時15分以降は時間外勤務となり超過勤務手当が発生するが、日中の立入検査では営業中の防火管理状況を確認することができないため、超過勤務手当を毎年予算計上し、予防担当者と隔日勤務者の消防隊による特別査察隊を編成し実施している。

超過勤務手当の支給が困難な他市消防本部では、フレックスタイム制（時差出勤）や勤務変更を利用している本部もあると伺ったことがあるため、各消防本部の実情に応じて検討するのが望ましいと考える。当組合においても夜間検査初年度は超過勤務手当の支給調整に苦慮した経験がある。次年度の予算調整会議で人事担当から「隔日勤務者で対応できないのか」と質問を受けたが、「もし、避難経路に大量の物件が存置されていて、口頭指導のみで引き揚げたのちに火災が発生し多数の死者が出た場合、消防は間違いなく世間から誹りを受けることになる。除去命令を発動し物件を即日除去させるためには、予防担当者の同行が必須です！」と強く進言し予算を確保した記憶がある。

これまで実施していない新たな事業を企画・立案する時は関係所属との調整が大変なのはどの消防本部でも同じである。

しかし、大変という字は「大きく変わる」と書く。

予防行政をより良いものに変える！という強い信念を持って準備してほしいと切に願う。

夜間検査留意点

留意点に関しては次のとおり。

①事前連絡は実施しない（無通告）

②避難施設（共用部分）のみ立入検査を実施（基本的にテナント内は対象外）

③物件存置を現認した場合、躊躇なく吏員命令を発動

④標識はその場で設置

検査エリアで合流した消防隊と打ち合わせの様子

⑤履行期限は原則即日とし、翌日は再発防止指導（防火管理業務を含めた指導）を実施している（金曜日に夜間検査を実施すると土曜日に履行確認となるため、木曜日に夜間検査を実施することが多い）。

夜間検査において最も注意したい点は関係者との接触時の対応である。事前連絡なしの突然の訪問ゆえにトラブルになる可能性がある。物件存置を現認し関係者と接触する際は「この辺り一帯のビル全てを巡回している」等、ファーストコンタクト時は発言内容に留意しつつ、速やかに物件を撤去できるよう進めていく。初年度は「こんなこと今までやってた？」「急に来られても……」と難色を示す関係者もいた。しかし、毎年実施することで消防は『抜き打ち検査』にやって来るという噂が広まっていくもので、これまでトラブル等は一度も発生していない。

次に、夜間検査を継続実施することで防火管理状況が改善された事案を紹介したい。

防火対象物概要

用　　途：（３）項ロ（飲食店）

建物規模：RC造・６階建て

延べ面積：2,102.08㎡

飲食店（主にスナック）が各階に入居しており、屋外直通階段が建物正面及び奥側に１か所ずつ設置されている当組合の中でも最大規模のスナックビルである。毎年、夜間検査の対象としているが、避難経路への物件存置を毎回現認

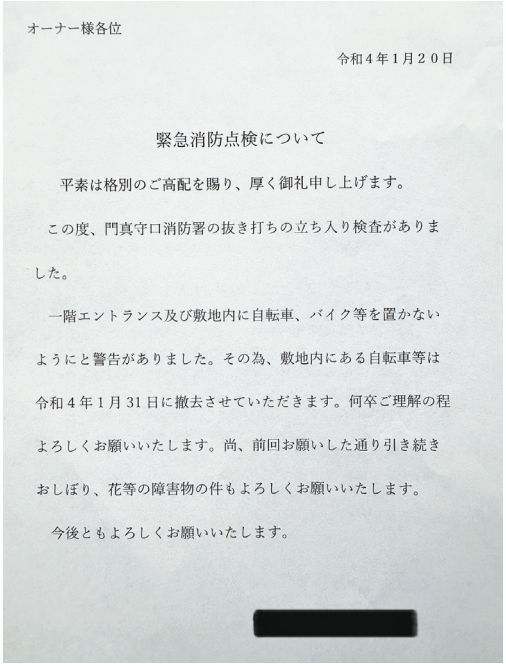
オーナー様各位

令和４年１月２０日

緊急消防点検について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、門真守口消防署の抜き打ちの立ち入り検査がありました。

一階エントランス及び敷地内に自転車、バイク等を置かないようにと警告がありました。その為、敷地内にある自転車等は令和４年１月31日に撤去させていただきます。何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。尚、前回お願いした通り引き続きおしぼり、花等の障害物の件もよろしくお願いいたします。

今後ともよろしくお願いいたします。

[redacted]

管理会社から各テナントへの注意喚起文

している状況であった。今年度も物件存置があるだろうと半ば諦め気味に夜間検査で現地に赴いたが、避難経路は適正に維持管理されており、良い意味で裏切られた気分になった。

これまでは新規オープンを祝う胡蝶蘭の花や自転車等が避難経路に多数存置されていたが、避難障害となる物件は一つも存置されておらず、代わりに管理会社から各テナントへ向けた避難施設の維持管理に関する注意喚起の文書を発見した。

当組合では繰返し違反が発生している場合、防火管理業務の不履行として法第８条第４項命令を視野に入れた違反処理を実施している。今回も物件が存置されていた場合、管理者に対して措置命令を視野に指導をしなければと考えていた矢先だったため、無通告の夜間検査を継続実施することで適正な防火管理状況に導くことができたと実感した事例となった。

もう一つ、夜間検査を実施して体験する出来事がある。それは必ずと言っていいほど、その場に居合わせた人に声を掛けられることだ。通行人のほか、建物利用者の方に「消防さん？　ご苦労さんやね」や「いつもありがとうございます」と労いの言葉をかけてもらえる。関西ならではのやり取りかもしれないが、毎年恒例の夜間検査が市民に安心感を与えていると実感できる瞬間で、査察担当者として誇らしい気分になる。

夜間検査は違反を是正させる以外に、『安心』という効果も生んでいるのだ。

査察端末の導入

ここからは査察端末について説明したい。当組合ではこれまで夜間検査をはじめとする法第５条の３命令発動時は、担当者による口頭命令後、一旦帰署し事務処理を実施。後日、命令書の交付で対応していた（標識の設置に関しては、ラミネート加工を施した標識を事前に準備し、即日「仮貼り」を実施し、後日正式文書に差替え）。令和６年４月の高機能消防指令システム更新時に、防火対象物情報を登録している消防情報支援システムを立入検査の現場で閲覧できる査察端末を導入し、命令書の即日現地交付が可能となり、事務効率の向上に繋がった事例である。

システム構成

消防情報支援システムに登録されている防火対象物情報や平面図を持出し用PC（査察端末）に持出し、立入検査場所で指示事項の入力や現場で撮影した写真の取込みを実施することで、立入検査結果通知書や命令書を現地で印刷し即時に交付することができる。帰署後に持出した

守口消防署予防担当と消防隊の特別査察隊

データの返却を行うシステム、いわゆるオフラインシステムを採用することで、通信料が発生せずデータ流出のリスクを軽減することができる。また、万が一査察端末を紛失した場合、一定時間が経過するとデータは自動消去される設定としているため、情報漏洩対策に万全を期している。

査察端末の性能

査察端末は、タッチパネル機能を搭載した2in1モバイルPCとすることでスマホやタブレットのように直感的な操作が可能となり、立入検査場所での携行及び文字入力が容易な機種を選定している。併せてモバイルプリンタ及びモバイルスキャナについても導入し、モバイルプリンタを使用し命令発動時に即時、命令書を交付することが可能となった。モバイルスキャナについては関係者が図面等の資料を保有していた場合、資料をスキャンすることで紙媒体を受け取ることなくデータ受領することが可能となった。

これまで法第5条の3の命令書を交付する場合、『口頭命令後、一旦帰署→命令書をWordデータで作成→現地へ再度赴き、関係者に交付→再帰署後、命令内容をシステムに入力』という流れだったが、査察端末導入後は『査察端末を使用し違反内容を現地でシステムに入力後、命令書を出力及びその場で交付→帰署後、データをシステムに返却』となり、事務処理の内容が大幅に短縮された。

導入効果

令和6年4月1日査察端末導入以降、予防担当の年間査察実施件数が令和5年度387件から594件（令和6年12月執筆時点）に増加した。基本的に後日交付だった立入検査結果通知書が現地で交付できるようになったため、1日で複数件の立入検査を実施しても事務処理に追われない心理的余裕が件数増加の一助となっているのは明白である。

おわりに

査察端末導入後、全国の消防本部から仕様に関する問い合わせや視察の依頼を頂いている。興味がある、若しくは導入を予定している等の消防本部があれば、ぜひご連絡いただければ幸いである。

タブレットモードで関係者に聞取りをしている様子

違反処理を推進していく上で課題となる一つの理由が、『事務量の多さ』である。事務量の多さを理由に命令発動を躊躇してしまっては本末転倒であり、そもそも命令発動すること自体が職員に心理的負担を強いる行為であるので、その後の処理ぐらい簡潔でありたいという想いから、今回査察端末の導入に至った。

夜間検査にあっては実施当初、当組合内においても批判的な意見が少なからずあった。しかし、毎年実施することで夜間検査を経験した消防隊が通常検査時に物件存置を現認した際、吏員命令を発動させることができるようになる等、着実に効果が表れている。夜間検査は建物関係者の意識だけではなく、消防職員の意識も変えることができるのだ。

当組合では今後、全消防隊が吏員命令を発動できる水準まで到達できれば夜間検査における予防担当の同行を外したいと考えている。

もし、財政状況を理由に夜間検査を実施していない消防本部があれば伝えたい。

違反是正はやる気とアイディアがあればできる。

そして、批判的な意見が聞こえてきた時はこう言うようにしよう。

「違反処理は、消防のためにやるのではなく、市民のためにやるんだ」と。